

令和3年4月6日

日光市スポーツ少年団  
本部役員  
単位団代表者  
複合団代表者 } 各位

日光市スポーツ少年団  
本部長 齋藤 孝雄  
(公印省略)

## 令和3年度日光市スポーツ少年団活動について（通知）

春暖の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより、本市スポーツ少年団の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の継続的な対策として、本市スポーツ少年団の活動について下記のとおりといたします。

活動にあたりましては、団員の安全管理並びにコロナウイルス感染拡大防止の重要性を鑑み、引き続き警戒心を保ちながら感染症対策を徹底するようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 活動時間及び内容

(1) 活動時間を平日は120分程度とし、土日祝日は180分程度とする。

(2) 練習試合、合同練習等を可とする。

ただし、感染拡大地域（緊急事態措置区域及び重点措置区域）や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県民への行動要請のある地域の団体とは行わない。

(3) 練習試合や合同練習、大会等への参加は、主催団体と協議のうえ、参加する選手及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、参加への理解と同意を得ること。

#### 2 対象期間 令和3年4月8日（木）から令和4年3月31日（木）

3 施設予約 詳細は、別紙「市有施設等の予約について」のとおり

4 その他 (1) 単位団としての活動のほかに、個人活動として練習等を行っているケースが散見されますが、個人としての活動は、団及び団体としての活動に見受けられないような人数での活動としてください。個人としての活動の目安は、施設利用の申請者及びその家族のみとします。

(2) 活動制限を超えての活動が発覚した場合、県スポーツ少年団競技別交流大会への出場に必要な、『日光市スポーツ少年団本部長の推薦』を行わない等の措置を講ずる場合があります。

(3) 活動時間及び内容、期間等に変更があった場合は別途通知いたします。

日光市スポーツ少年団本部（日光市教育委員会事務局スポーツ振興課内）  
TEL：0288-21-5183 FAX：0288-21-5185

## 市有施設等の予約について

### 1 予約可能時間

日光市スポーツ少年団の活動時間を、平日は 120 分程度、土日祝日は 180 分程度 とすることから、市有施設等の予約時間について、活動の準備・片付け等を考慮し、平日を 180 分以内、土日祝日を 240 分以内 としてください。

なお、練習試合や合同練習等において当該チーム以外が施設予約を行う場合も、この範囲内とします。

### 2 対象期間

令和3年4月8日（木）から令和4年3月31日（木）

※本市スポーツ少年団の活動時間及び内容の変動により、変更になる場合があります。

### 3 市内社会体育施設及び学校開放施設を長時間予約している場合の予約変更

既に予約している社会体育施設(4月～7月分)、学校開放施設(4・5月分)で平日 180 分、土日祝日 240 分を超えている場合は、この時間を超えないように予約を変更してください。新規で予約する場合も平日は 180 分以内、土日祝日は 240 分以内としてください。

### 4 変更方法

各施設の予約先にて変更してください。

※予約済み分の変更は、電話での予約変更も可能です。